

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人加藤謹治の上告趣意について。

しかし憲法三六条にいわゆる「残虐な刑罰」というのは不必要な精神的肉体的苦痛を内容とする、人道上残酷と認められる刑罰を意味し、単なる量刑の不当をいうものでないことは当裁判所の判例（昭和二二年（れ）第三二三号、同二三年六月三〇日言渡大法廷判決）とするところであるから、原判決は所論のように憲法に違反するものではない。

よつて刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年五月一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎